特定事業所集中減算Q＆A

　居宅介護支援は、「利用者の心身の状況、その置かれている環境等に応じて、利用者の選択に基づき、適切な保健医療サービス及び福祉サービスが多様な事業者から、総合的かつ効率的に提供されるよう配慮して行われるものでなければならない」「特定の種類又は特定の居宅サービス事業者に不当に偏することのないよう、効率中立に行わなければならない」とされている点にも十分留意し、常に利用者の立場に立って日々の業務にあたっていただきますよう改めてお願いいたします。

【手続き等】

|  |
| --- |
| 問１　すべてのサービスの紹介率が８０％を超えていない場合でも、特定事業所集中減算に関する書類は作成しなければいけないのですか？ |

答１　紹介率の状況にかかわらず、すべての居宅介護支援事業所は、毎年２回、前期判定分は９月15日まで、後期判定分は３月15日までに、特定事業所集中減算に関する書類を作成する必要があります。

　　　また、作成した書類は２年間保存する必要があります。

|  |
| --- |
| 問２　参考として示されている「居宅サービス計画数の計算例」のような書類は、必ず作成しなければいけないのですか？ |

答２　「居宅サービス計画数の計算例」は、特定事業所集中減算に関する書類を作成するための参考としてお示ししたものであり、サービスごとの紹介率が適切に算出できれば、必ずしも作成する必要はありません。

　　　なお、作成した場合には、提出していただく必要はありませんが、紹介率の算出根拠資料として、２年間の保存をお願いします。

|  |
| --- |
| 問３　いずれかのサービスのうち１つでも正当な理由がなく紹介率が80％を超えている場合は、すべての利用者に対して、半年間減算となるのですか？ |

答３　そのとおりです。

|  |
| --- |
| 問４　紹介率が「80％を超えた場合」とありますが、80％は減算になるのですか？  　　　また、小数点以下の処理はどうなるのですか？ |

答４　ちょうど80％の場合は、80％を超えていないので、減算にはなりません。

　　　このため、本来は、四捨五入等の小数点以下の端数処理は不要ですが、記録上は便宜的に小数点以下第３位で切り上げ処理をして記載してください。

　　　＜例＞

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 計算結果 | 減算の有無 | 記録上の記載 |
| 79.999％ | 減算になりません。 | 80％ |
| 80％ | 減算になりません。 | 80％ |
| 80.001％ | 減算の対象となります。 | 80.01％ |

|  |
| --- |
| 問５　半年間の減算期間中に、紹介率が改善した（すべてのサービスの紹介率が80％以下）場合でも半年間は減算し続けなければいけないのですか？ |

答５　そのとおりです。

　　　半年間ごとの判定期間の結果をもとに、その後の半年間の減算の有無を判断します。

　　　このため、紹介率が改善した点については、次回の判定期間において勘案されることとなります。

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 区分 | 判定期間 | 作成期限 | 減算適用期間 |
| 前期 | ３月１日～8月末日 | ９月15日 | 10月１日～３月31日 |
| 後期 | ９月１日～翌２月末日 | ３月15日 | ４月１日～９月30日 |

|  |
| --- |
| 問６　月平均の居宅サービス計画数が20件以下である等の正当な理由に該当している場合で紹介率が80％を超えた場合でも、「特定事業所集中減算に関する届出書」は提出しなければいけないのですか？ |

答６　そのとおりです。

　　　正当な理由があるかどうかは県が判断しますので、紹介率が80％を超えるサービスが１つでもある場合は、正当な理由に該当していると考えられる場合であっても、「特定事業所集中減算に関する届出書」の提出が必要となります。

|  |
| --- |
| 問７　特定事業所集中減算に該当することになってしまいましたが、「介護給付費算定にかかる体制等に関する届出書」（加算届）の提出は必要ですか？ |

答７　そのとおりです。

　　　減算適用の有無が変わる場合には、「介護給付費算定にかかる体制等に関する届出書」に必要書類を添付して提出してください。

|  |  |
| --- | --- |
| 減算適用の有無 | 加算届の提出の有無 |
| 減算なし　⇒　減算あり | 必要 |
| 減算あり　⇒　減算なし | 必要　※提出を忘れがちなので注意してください。 |
| 減算あり　⇒　減算あり | 不要 |

**【計算方法等】**

|  |
| --- |
| 問８　居宅サービス計画数の計算には、受託して作成した介護予防サービス計画の数は含まれるのですか？ |

答８　特定事業所集中減算の算定手続における居宅サービス計画数には、介護予防サービス計画の数は含みません。

　　　あくまで、居宅サービス計画のみが対象となります。

|  |
| --- |
| 問９　居宅サービス計画数は、利用実績がない利用者分も含まれるのですか？ |

答９　居宅サービス計画数は給付管理を行った利用者数でカウントします。

　　　このため、利用実績がない利用者（居宅サービス計画は作成してあるが長期入院で１月以上介護保険サービスの利用がまったくなかった利用者等）については、利用実績がなかった月についてはカウントしません。

|  |
| --- |
| 問10　新規の要介護認定申請中や区分変更申請中などにより、要介護認定結果が出ていない利用者の給付管理は月遅れで行われることになりますが、この場合の計画数のカウントはどのように行えばよいですか？ |

答10　給付管理を行った月ではなく、サービスを提供した月でカウントします。

　　　例えば４月サービス提供分について、６月に月遅れで５月サービス提供分とあわせて給付管理を行った場合、４月サービス提供分は、５月ではなくあくまで４月分の件数としてカウントします。

|  |
| --- |
| 問11　紹介率の算出は、事業所単位で行えばよいですか？ |

答11　紹介率は、サービスごとに、事業所単位ではなく法人単位で計算してください。

　　　このため、１つのサービスで、同一法人が運営する複数の事業所を計画に位置付けている場合は、特に注意してください。

　　　＜例＞

　　　　通所介護の利用者20人のうち、Ａ法人が運営するＸ事業所の利用者が10人、Ａ法人が運営するＹ事業所の利用者が8人、他の法人の事業所の利用者が２人の場合

　　　　Ａ法人は　（10＋８）÷20＝0.9＝90％　　になります。

|  |
| --- |
| 問12　１人の利用者が、同一法人が運営する複数の事業所を利用している場合、どのように計算すればよいですか？ |

答12　あくまで法人単位で計算しますので、１人の利用者が、同一法人が運営する複数の事業所を利用した場合でも当該法人を位置付けた居宅サービス計画数（分子）は１件で数えます。

　　　＜例＞

　　　　通所介護の利用者20人のうち、Ａ法人が運営するＸ事業所のみの利用者が10人、Ａ法人が運営するＸ事業所とＹ事業所を併用している利用者が６人、Ｂ法人のＺ事業所のみの利用者が４人の場合

　　　　Ａ法人は　（10＋６）÷20＝0.80＝80％

　　　　Ｂ法人は　　４　　　÷20＝0.20＝20％　　になります。

|  |
| --- |
| 問13　１人の利用者が、複数の法人の同一サービスを利用している場合、どのように計算すればよいですか？ |

答13　各法人を位置付けた居宅サービス計画数（分子）はそれぞれ１件、サービス計画を位置付けた計画数（分母）は利用者１人につき１件で数えます。

　　　＜例＞

　　　　訪問介護の利用者20人のうち、Ａ法人のみの利用者が15人、Ｂ法人のみの利用者が３人、両方を利用している利用者が２人の場合

　　　　Ａ法人は　（15＋２）÷20＝0.85＝85％

　　　　Ｂ法人は　（３＋２）÷20＝0.25＝25％　　になります。